

## 下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)一部改訂 新旧対照表

改訂素案  
ページ番号

p.11

旧	新
<p>公共施設や市保有地への再生可能エネルギー発電設備の導入を推進します。新築・既存建築物（敷地含む）には、用途や性質、構造上適しない場合を除き太陽光発電設備を最大限導入し、設置可能な建築物の50%以上に設置することを目指します。</p> <p>また、太陽光発電設備の有効利用やレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性）向上のため、蓄電池の導入についてもあわせて検討します。</p>	<p>公共施設や市保有地への再生可能エネルギー発電設備の導入を推進します。新築・既存建築物（敷地含む）には、用途や性質、構造上適しない場合を除き太陽光発電設備を最大限導入し、設置可能な建築物の50%以上に設置することを目指します。</p> <p>令和6年度には、公共施設を対象とした太陽光発電設備の導入可能性調査を実施し、施設ごとの導入適性や事業採算性等の評価を行った結果、39施設を導入検討対象施設として選定しました。</p> <p>今後は、当該調査結果を踏まえたロードマップに基づき導入を進めていきます。また、庁内における導入方針の策定を進め、当面は事業性及び実現性の高い手法として、PPA（第三者所有モデル、下記コラム参照）による導入を優先的に検討し、具体的な導入計画の策定を進めます。</p> <p>あわせて、太陽光発電設備の有効利用やレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性）向上の観点から、蓄電池の導入についても引き続き検討します。</p>